

弊社におけるガス事業法違反事案の発生について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社は、弊社が供給する一部のお客さまに対し、ガス事業法に規定する「一の団地」の解釈を誤った状態でガス供給している可能性があることを関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部へ申告しご確認いただいた結果、ガス事業法に抵触していることが判明し、2025年3月24日、関東経済産業局長及び関東東北産業保安監督部長より厳重注意を受けました。

弊社は、このような事案（以下「本事案」といいます）を生じさせたことを重く受け止め、速やかに是正を図るとともに、同様の事案が発生することのないよう、その対策に真摯に取り組んでまいります。なお、本事案の概要は以下のとおりです。

謹白

記

(1) 厳重注意の対象となった事案の概要

簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもののうち、「一の団地（ガス事業法が規定する土地の範囲）」内におけるガスの供給地点の数が70以上のものはガス事業法に基づくガス供給を行うべきところ、「一の団地」の解釈を誤り、一部の「一の団地」に対し液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律又は高圧ガス保安法に基づくガス供給を行っていたものです。

(2) 厳重注意の内容

◇関東経済産業局長による厳重注意

弊社が昭和55年及び平成3年から、70以上の供給地点に対しガスの供給を開始していたにもかかわらず、改正前ガス事業法第37条の2の規定に基づく簡易ガス事業の許可を受けていなかった事実を確認し、また、ガス事業法第7条の規定に基づくガス小売事業の変更登録を受けていない事実を確認し、併せて各種規定に基づく義務の不履行を確認した、として厳重注意を受けるとともに、下記の対応を行うよう指示を受けました。

1. 直ちに是正措置及び原因究明並びに再発防止策を講じること。
2. ガスの使用者に不利益が生じていた場合には、生じた不利益に対して適切な対応をとること。
3. 上記1. 2. の内容について、令和7年4月末までに報告すること。

◇関東東北産業保安監督部長による厳重注意

弊社がガス事業法第25条第2項、第32条第1項、第33条第1項の規定に基づく届出等を行わずに、ガス小売事業（特定ガス発生設備を用いた導管供給）を行っていた事実を確認した、として厳重注意を受けるとともに、下記の対応を行うよう指示を受けました。

1. 是正措置を講じ、その内容及び結果について報告すること。
2. 再発防止策を策定し、その内容及び結果について報告すること。

なお、是正措置の内容及び結果並びに再発防止策の内容及び結果の報告については、令和7年4月24日までとする。

(3) 再発防止策等

弊社は、本事案について速やかに是正を図るとともに、再発防止体制の整備や定期的な社員教育の実施等により、同様の事案が発生することのないよう、その対策に真摯に取り組んでまいります。

(4) 本件に関するお問い合わせ先

大多喜ガス株式会社 総務部 総務グループ

- ・メールアドレス : otaki@k-and-o-energy.co.jp
- ・電話番号 : 0475-24-0010
- ・受付時間 : 平日（土・日・祝祭日除く）9:00～17:30

以上